

給水栓水の残留塩素及び外観の測定要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、新潟市水道局（以下「局」という。）が行う給水栓水の消毒の残留効果及び外観（色、濁り）（以下「残留塩素等」という。）に係る検査の一部委託において、受託者（以下「乙」という。）が行う残留塩素等の測定及びその測定後の手続き等について必要な事項を定める。

(検体)

第 2 条 残留塩素等の測定は、受託者の居住する建物に設置された給水栓から採取した水道水を検体として行う。

(測定方法及び測定回数)

第 3 条 受託者は、残留塩素等を局が貸与する測定器具及び試薬を用い、あらかじめ指定された方法により 1 日につき 1 回測定するものとする。

(報告)

第 4 条 受託者は、残留塩素等の測定の結果を所定の用紙に記載し、毎月分をその翌月の 5 日までに局に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、残留塩素等の測定の結果が次の各号の一に該当したときは、受託者はその旨を直ちに局に報告するものとする。

- (1) 残留塩素の測定値が 0.2mg/L 未満のとき。
- (2) 残留塩素の測定値が 0.7mg/L を超えるとき。
- (3) 外観に異常を認めたととき。

(測定時期及び報告の特例)

第 5 条 前 2 条の規定にかかわらず、局が必要と認めた場合は、受託者に臨時に残留塩素等の測定を依頼し、及び当該測定の結果を報告させることができるものとする。

(その他)

第 6 条 残留塩素等の測定及び測定後の手続き等について疑義が生じたときは、局と受託者が協議して定めるものとする。

附 則

(施 行 期 日)

1 この要綱は，平成16年4月1日から施行する。

(給 水 せ ん 水 残 留 塩 素 測 定 要 綱 の 廃 止)

2 給水せん水残留塩素測定要綱は，廃止する。

附 則

この要綱は，平成17年4月1日から施行する。